三重県立自然公園条例の一部改正案に対する主なご意見と県の考え方

|  |
| --- |
| 対応区分 ①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。 ②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。 ③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。 ④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。（県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。）  ⑤その他：①～④に該当しないもの。 |

| 番号 | 該当箇所 | 意見の概要 | 対応 区分 | 意見に対する考え方 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | 第9条の12（旧第９条の７） | 第１項及び第２項のいずれにも「この章（第五条から第八条の二までを除く。）」が出てくるが、第１項を「この章（第五条から第八条の二までを除く。次項において同じ。）」とし、第２項は「この章」だけでよいのではないか。 | ① | ご意見を踏まえ、第１項を「この章（第五条から第八条の二までを除く。次項において同じ。）」とし、第２項は「この章」としました。 |
| 2 | 第28条 | 改正前から見出しが「報告の徴収及び立入検査」となっているが、第９条の12（旧第９条の７）、第24条及び第30条の10はいずれも「報告徴収及び立入検査」となっており、自然公園法の同趣旨の条項も「報告徴収及び立入検査」であることも踏まえ、この際、本条の見出しも「報告徴収及び立入検査」に改めてはどうか。 | ① | ご意見を踏まえ、本条の見出しを「報告徴収及び立入検査」としました。 |
| 3 | 第44条の２ | 自然公園法の同趣旨の規定は「国内外における国立公園又は国定公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行う」となっていることも踏まえ、単に公園近隣住民への情報提供ではなく幅広く積極的に公園の情報発信をするということを明確にするため、「資するため、」の後ろに「県内外における」を加えてはどうか。 | ③ | 各県立自然公園の状況により、情報の提供及び普及宣伝を行う範囲が異なること、「県内外における」を加えると範囲が国内に限定されることから、「県立公園の利用の増進に資するため、県立公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。」としています。ご意見については、今後の参考にさせていただきます。 |
| 4 | 全般 | １. 自然公園を含め、公園内は、皆の健康のために全面禁煙とすることが望ましい。２. これは公園内の火災防止にも必要です。参考資料１．少し旧いですが都市公園100選の禁煙状況https://notobacco.jp/pslaw/cityparkkinen2020.htm２. 栃木県の山林火事に関連して、山林等での定められた場所以外の火気厳禁、 および受動喫煙防止の法的措置のお願いhttp://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/information/202131-1(1).pdf　 | ④ | 一般に「公園」は、都市公園に代表される営造物公園と、国立公園等自然公園に代表される地域制公園とに大別されます。国等が一定区域内の土地の権原を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出し、一般に公開される営造物（施設）が営造物公園です。一方、地域性公園とは、国等が一定区域内の土地の権原に関係なく、その区域を公園として指定し、土地利用の制限、一定行為の禁止または制限等によって自然景観を保全することを主な目的とした公園であり、県立自然公園はこれに該当します。県立自然公園の区域は広く、生活圏すべてが禁煙エリアとなるケースが想定されることから、条例案に反映することは困難です。 |